

令和2年度岡山県立特別支援学校の高等部（本科・専攻科）及び
岡山県立高等支援学校入学者選抜実施大要について

このことについて、別紙のとおり決定したい。

令和元年7月5日

岡山県教育委員会教育長

鍵 本 芳 明

令和2年度岡山県立特別支援学校の高等部(本科・専攻科)入学者選抜実施大要(案)

岡山県教育委員会

1 選抜の方針

入学者の選抜は、岡山県立特別支援学校の校長が行う。

高等部の本科の選抜に当たっては、特別支援学校の中学部、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学部等」という。)の校長から提出される調査書、学力検査又は諸検査及び面接の結果等を資料として総合的に判断する。

高等部の専攻科の選抜に当たっては、高等部本科、高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程(以下「高等部等」という。)の校長から提出される調査書、学力検査及び面接の結果を資料として総合的に判断する。

なお、岡山瀬戸高等支援学校及び倉敷琴浦高等支援学校の入学者選抜実施大要については、別途定める。

2 募集定員

令和2年度高等部(本科・専攻科)の募集定員は、次のとおりとする。

障害種別等	学 校 名	学 科	募集定員	
視 覚 障 害	岡 山 盲 学 校	本 科	普 通 科	15名
			保 健 理 療 科	20名
		専 攻 科	理 療 科	10名
			保 健 理 療 科	10名
聴 覚 障 害	岡 山 豊 学 校	本 科	普 通 科	9名
			総 合 デ ザ イ ン 科	16名
		専 攻 科	理 容 科	8名
知 的 障 害	岡 山 西 支 援 学 校	普 通 科	18名	
	岡 山 東 支 援 学 校	普 通 科	18名	
	岡 山 南 支 援 学 校	普 通 科	40名	
	倉 敷 ま き び 支 援 学 校	普 通 科	32名	48名 } (くくり募集)
			職 業 コ ー ス	
	西 備 支 援 学 校	普 通 科	18名	
	岡 山 県 健 康 の 森 学 園 支 援 学 校	普 通 科	9名	
	東 備 支 援 学 校	普 通 科	18名	
誕 生 寺 支 援 学 校	普 通 科	16名	24名 } (くくり募集)	
		職 業 コ ー ス		8名
肢 体 不 自 由	岡 山 支 援 学 校	普 通 科	20名	
	岡 山 東 支 援 学 校	普 通 科	9名	
	倉 敷 ま き び 支 援 学 校	普 通 科	9名	
	西 備 支 援 学 校	普 通 科	9名	
	早 島 支 援 学 校	普 通 科	9名	
	誕 生 寺 支 援 学 校	普 通 科	9名	
病 弱	早 島 支 援 学 校	普 通 科	10名	
		普 通 科 (派 遣 学 級)	3名	
訪 問 教 育	岡 山 支 援 学 校	普 通 科	別 途 定 め る。	
	岡 山 西 支 援 学 校	普 通 科		
	岡 山 東 支 援 学 校	普 通 科		
	倉 敷 ま き び 支 援 学 校	普 通 科		
	西 備 支 援 学 校	普 通 科		
	岡 山 県 健 康 の 森 学 園 支 援 学 校	普 通 科		
	東 備 支 援 学 校	普 通 科		
	早 島 支 援 学 校	普 通 科		
誕 生 寺 支 援 学 校	普 通 科			

3 くくり募集

二つ以上の科・コースで一括して生徒を募集する募集方法のことをいい、誕生寺支援学校及び倉敷まきび支援学校の普通科と普通科職業コースの間で実施する。

4 出願の条件

高等部に入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の規定に該当する者であり、次の（1）及び（2）に該当する者とする。

（1）次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める各号のいずれかに該当する者

志願する部科		要件
高等部本科		ア 中学部等を卒業又は修了(以下「卒業」という。)した者 イ 令和2年3月に中学部等を卒業する見込みの者 ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者
高等部専攻科	理療科及び保健理療科	ア 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者 イ 令和2年3月に高等部等を卒業する見込みの者
	理容科	ア 高等部本科理容科を卒業した者 イ 令和2年3月に高等部本科総合デザイン科ファッション・ヘアデザインコースヘア系を卒業する見込みの者

（2）障害種別等が知的障害、肢体不自由、訪問教育の高等部においては、次の表に掲げる区分に応じた要件に全て該当する者

障害種別等	要件
知的障害	ア 身辺処理が自立し集団生活への参加が可能な者 イ 自力で通学が可能な者 ウ 普通科職業コースを希望する者は、ア、イに加えて以下の要件に該当すること。 ・ 知的障害の程度が軽度で、一人で通学することができ、卒業後、就労による社会自立を目指す者
肢体不自由	ア 自力で通学が可能な者
訪問教育	ア 障害が重度又は重複のため通学して教育を受けることが困難な者 イ 中学部の卒業者については、義務教育で訪問教育が実施された昭和54年以降に卒業した者 ウ 障害者福祉施設へ入所していない者

5 出願の制限

（1）志願者は、「6 通学区域等」に定める区域等に保護者とともに居住する者とする。

（2）志願者は、2以上の県立特別支援学校高等部（岡山瀬戸高等支援学校及び倉敷琴浦高等支援学校を除く。）に出願することはできない。

6 通学区域等

〔視覚障害〕

学校名	通学区域
岡山盲学校	全県

〔聴覚障害〕

学校名	通学区域
岡山聾学校	全県

〔知的障害〕

学校名	通学区域等
岡山西支援学校	岡山市のうち次の中学校区（岡北（牧石小学校の旧牧山分校を除く。）、京山、石井、御南、吉備、中山、香和、高松、足守）、わかくさ学園入所者
岡山東支援学校	岡山市のうち次の中学校区（東山、操山、操南、富山、竜操、高島、旭東、上南、岡北（牧石小学校の旧牧山分校）、旭川学園入所者

岡山南支援学校	岡山市のうち次の中学校区（岡山中央、桑田、岡輝、福浜、福南、芳泉、芳田、光南台、妹尾、福田、興除、藤田、灘崎）、玉野市、早島町、倉敷市のうち東陽中学校区（※）
倉敷まきび支援学校	倉敷市のうち次の小学校区（万寿、中洲、中庄、菅生、庄、西阿知）及び次の中学校区（玉島東、玉島西、玉島北、黒崎、船穂、真備東、真備）、総社市、高梁市、吉備中央町のうち旧賀陽町、ももぞの学園入所者
職業コース	上記に加え、倉敷市のうち通学区域となっていない区域
西備支援学校	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
岡山県健康の森学園支援学校	全県
東備支援学校	岡山市のうち次の中学校区（西大寺、上道、山南、瀬戸）、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
誕生寺支援学校	津山市、真庭市（旧北房町を除く。）、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町、津山ひかり学園ひかりの風入所者、岡山市のうち御津・建部中学校区、吉備中央町のうち旧加茂川町

※ 倉敷市立東陽中学校区については、岡山南支援学校又は倉敷市立倉敷支援学校のどちらかを選択して出願できる。

〔肢体不自由〕

学 校 名	通 学 区 域 等
岡山支援学校	全県、旭川療育園・睦学園・旭川児童院入所者
岡山東支援学校	岡山市のうち次の中学校区（岡山中央、岡北、京山、石井、桑田、岡輝、福浜、福南、芳泉、東山、操山、操南、富山、御南、芳田、光南台、竜操、高島、旭東、西大寺、上南、山南、香和、上道、瀬戸）、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
倉敷まきび支援学校	倉敷市のうち次の中学校区（玉島東、玉島西、玉島北、黒崎、船穂、真備東、真備）、総社市、高梁市、吉備中央町のうち旧賀陽町
西備支援学校	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
早島支援学校	岡山市のうち次の中学校区（中山、高松、吉備、妹尾、福田、興除、足守、藤田、灘崎）、倉敷市（玉島東、玉島西、玉島北、黒崎、船穂、真備東、真備中学校区を除く。）、玉野市、早島町
誕生寺支援学校	津山市、真庭市（旧北房町を除く。）、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町 岡山市のうち御津・建部中学校区、吉備中央町のうち旧加茂川町

〔病 弱〕

学 校 名	通 学 区 域 等
早島支援学校	全県
早島支援学校（派遣学級）	南岡山医療センター「つくし病棟」入所者

〔訪問教育〕

学 校 名	訪 問 区 域 等
岡山支援学校	睦学園・旭川児童院入所者
岡山西支援学校	岡山市のうち旭川以西（御津・建部・灘崎中学校区を除く。）
岡山東支援学校	岡山市のうち旭川以东（西大寺・上道・山南・瀬戸中学校区を除く。）及び御津・建部中学校区、吉備中央町のうち旧加茂川町
倉敷まきび支援学校	倉敷市のうち次の中学校区（玉島東、玉島西、玉島北、黒崎、船穂、真備東、真備）、総社市、高梁市、吉備中央町のうち旧賀陽町
西備支援学校	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
岡山県健康の森学園支援学校	新見市、真庭市、新庄村
東備支援学校	岡山市のうち次の中学校区（西大寺、上道、山南、瀬戸） 備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
早島支援学校	倉敷市（玉島東、玉島西、玉島北、黒崎、船穂、真備東、真備中学校区を除く。）、玉野市、早島町、岡山市のうち灘崎中学校区
誕生寺支援学校	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町

7 検査等

岡山県立特別支援学校の校長は学力検査又は諸検査及び面接を実施する。(訪問教育については面接のみ実施する。)

8 日程

(1) 高等部本科

出願の期間	令和2年1月8日(水)から令和2年1月14日(火)まで
検査等	令和2年1月24日(金)
合格者の発表	令和2年2月7日(金)

なお、誕生寺支援学校及び倉敷まきび支援学校普通科職業コースにおいて、検査当日にインフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した者については、追検査を令和2年1月29日(水)に実施する。

誕生寺支援学校及び倉敷まきび支援学校普通科職業コースを除く高等部普通科において、検査当日にインフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した者については、該当の特別支援学校長が定める日程で別に実施する。

(2) 高等部専攻科

ア 岡山盲学校専攻科(理療科・保健理療科)

出願の期間	令和2年1月27日(月)から令和2年1月31日(金)まで
検査等	令和2年3月4日(水)
合格者の発表	令和2年3月12日(木)

イ 岡山聾学校専攻科(理容科)

出願の期間	令和2年1月27日(月)から令和2年1月31日(金)まで
検査等	令和2年3月4日(水)
合格者の発表	令和2年3月12日(木)

なお、ア、イとも、検査当日にインフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した者については、該当の特別支援学校長が定める日程で別に実施する。

9 その他

法令及びこの実施大要に定めるもののほか、当該入学者選抜に係る必要な事項は、令和2年度岡山県立特別支援学校の高等部(本科・専攻科)入学者選抜実施要項及び岡山県立特別支援学校の高等部(本科・専攻科)生徒募集要項で定める。

令和2年度岡山県立高等支援学校入学者選抜実施大要（案）

岡山県教育委員会

1 選抜の方針

入学者の選抜は、岡山瀬戸高等支援学校及び倉敷琴浦高等支援学校（以下「高等支援学校」という。）の校長が行う。

選抜に当たっては、中学校、特別支援学校中学部若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）の校長から提出される調査書、学力検査、作業能力検査及び面接の結果を資料として総合的に判断する。

2 募集定員

岡山瀬戸高等支援学校	40名
倉敷琴浦高等支援学校	24名

3 出願の条件

高等支援学校への入学を志願し出願することのできる者は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の規定に該当する知的障害者のうち、障害の程度が軽度の者で、次の(1)、(2)及び(3)のすべてに該当する者とする。

- (1) 次のいずれかの条件を満たす者
 - ア 中学校等を卒業又は修了（以下「卒業」という。）した者
 - イ 令和2年3月に中学校等を卒業する見込みの者
 - ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者
- (2) 保護者とともに県内に居住する者
- (3) 一人で通学することができ、卒業後、就労による社会自立を目指す者

4 出願の制限

両校を併願することはできない。

5 通学区域

全県

6 検査等

高等支援学校の校長は、学力検査、作業能力検査及び面接を実施する。

- (1) 学力検査
社会生活や職業生活に必要な基礎的学力をみる。（国語、数学）
- (2) 作業能力検査
社会生活や職業生活に必要な基礎的作業能力をみる。（実技）
- (3) 面接
志願者の意欲や長所を多面的にみる。

7 日程

- (1) 出願期間
令和元年11月25日（月）から令和元年11月27日（水）まで
- (2) 検査等
令和元年12月3日（火）
なお、検査当日にインフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した者については、追検査を令和元年12月9日（月）に実施する。
- (3) 合格者発表
令和元年12月18日（水）

8 その他

法令及びこの実施大要に定めるもののほか、必要な事項は、令和2年度岡山県立高等支援学校入学者選抜実施要項で定める。